

オープン カレッジ

皆さんは議決権行使助言会社をご存じだろうか。年金基金などの機関投資家にとって、保有する株式すべての企業に対し、株主総会で議決権を行使することは大変な作業となる。一つ一つの議案を精査し、賛否のいずれを表明することが資金の委託者にとって最善なのか検討を重ねなければならぬからである。議決権行使助言会社は、そのような機関投資家にとって、検討作業をいわばアウトソーシングできるサービスを提供している。

議決権行使助言会社の影響力

言サービスは世界各国にあくまでもガイドラインで展開しており、わが国も例外ではない。本年1月5日付の日本経済新聞によれば、グラスルース社は日本へのコンサルティングサービス提供しており、利益改訂している。主な変更点は、①取締役会での性別などの多様性比率を20%以上にすること②気候変動の情勢に関する報告書の開示が厳格化③政策保有株（いわゆる持ち合い株式）に関する判定基準の変更④社外取締役や社外監査役全員が連続12年以上在任しないこと⑤の4点である。同基準に反した場合、グラスルース社は株主総会における企業の関連議案に「反対」を推奨する。議決権行使助言会社が反対を推奨した

進まぬ規制

最後は自らの判断で



愛知淑徳大学 経営学部教授
伊藤 太 森

ISSとグラスルースという世界の二大議決権行使助言会社はどちらも米国に本拠を置いているが、助

場合、多くの機関投資家が

その助言通りに反対票を投じることになるため、上場企業にとっては大きな影響力を持つ。

しかしながら、その影響力に反して議決権行使助言会社そのものへの規制はあいまいである。わが国の場合、日本版スチュワードシップ・コードにおいて議決権行使助言会社も適用対象であることが記されている（目的9）。ただし、

場合、多くの機関投資家が

その助言通りに反対票を投じることになるため、上場企業にとっては大きな影響力を持つ。

しかしながら、その影響力に反して議決権行使助言会社そのものへの規制はあいまいである。わが国の場合、日本版スチュワードシップ・コードにおいて議決権行使助言会社も適用対象であることが記されている（目的9）。ただし、

もり・じゅんた 財務会計・国際会計。大阪市立大学大学院後期博士課程修了。博士（経営学）。1983年生まれ。